

平成 15 年 度
包括外部監査の結果報告書
(公有財産の管理・運営に関する事務の執行について)

岐 阜 市 包 括 外 部 監 査 人

阪 井 義 孝

目 次

	頁
第1．外部監査の概要	1
．監査の種類、対象、選定理由	1
1． 監査の種類	1
2． 監査の対象（テーマ）	1
3． 選定理由	1
．監査の実施	1
1． 調査対象期間と監査実施期間	1
2． 補助者	1
3． 監査の方法	1
．公有財産の全体像	3
第2．外部監査の結果	4
． 公有財産（土地）の取得及び処分の検討	4
． 未利用地の検討	12
． 未登記土地の検討	24
． 貸付事務の検討	27
． 台帳整備の検討	30
． コミュニティセンター	32
． 岐阜市歴史博物館及び同分館（加藤栄三・東一記念美術館）	36
． 岐阜市科学館	42
第3．利害関係	49

包括外部監査の結果報告書

第1．外部監査の概要

．監査の種類、対象、選定理由

1．監査の種類

地方自治法第252条の37第1項及び第2項に基づく包括外部監査

2．監査の対象（テーマ）

特定事件として、「公有財産の管理・運営に関する事務の執行」を取り上げた。

3．選定理由

公有財産の有り方は、市民に対する行政サービスに大きな影響を及ぼす。しかし、現在の官庁会計においては必ずしも明確な情報提供や適切な管理がなされているとはいえない。そこで公有財産全般について管理運営状況を検討することにより、その問題点を明らかにし、公有財産の適切な有り方についての提言等を行おうとするものである。

．監査の実施

1．調査対象期間と監査実施期間

調査対象期間：平成14年度（平成14年4月1日から平成15年3月31日まで）

ただし、必要と認めた範囲において平成14年度以前各年度及び平成15年度についても一部監査の対象としている。

監査実施期間：平成15年7月1日から平成16年2月28日まで

2．補助者

加藤睦雄（弁護士） 桑原雅行（公認会計士）、松浦隆治（公認会計士） 西松達郎（公認会計士）

3．監査の方法

（1）監査の視点

公有財産の保有目的に沿った管理・運営がなされているか。

管理・運営は関連する法令等に基づき適性に行われているか。

地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨に沿って事業が行われているか。

以上の点を踏まえて監査を実施した。

(2) 事前調査

公有財産の概要を把握するため、担当部署(管財室)にヒアリングを行い、管理・運営の状況をつかみ、平成 14 年度の定期監査資料その他の説明資料、根拠法令等の提出を求めた。

(3) 実施監査

事前調査等を参考に検討課題を以下のグループに分け、実際の内容を検討した。
また、必要により現地確認を実施した。

公有財産の取得・処分

公有財産全般について日常行われるべき管理

重要な施設の管理運営状況

今年度は有料利用の施設のうち投資金額および過去の包括外部監査の実施状況等を勘案し、コミュニティセンター、岐阜市歴史博物館および別館ならびに岐阜市科学館を監査対象とした。

なお、この報告書における担当部署名の記載については平成 14 年度以前は機構改革以前のため、旧部署の名称を用いている。

・ 公有財産の全体像

(1) 平成 12 年度から 14 年度の岐阜市の公有財産の状況は下記のとおりである。

【公有財産 土地】

(単位 : m^2)

区 分			H15.3.31		H14.3.31		H13.3.31	
			地積	割合	地積	割合	地積	割合
行政財産	公用財産	本 庁 舎	11,152	0.2%	11,152	0.2%	11,152	0.2%
		南 庁 舎	3,104	0.1%	3,104	0.1%	3,104	0.1%
		西 別 館 庁 舎	375	0.0%	375	0.0%	375	0.0%
		事 務 所 等	5,071	0.1%	5,071	0.1%	5,071	0.1%
		消 防 (水 防) 施 設	25,071	0.5%	24,619	0.5%	24,412	0.5%
		そ の 他 の 施 設	11,029	0.2%	11,029	0.2%	10,057	0.2%
	計		55,802	1.1%	55,350	1.1%	54,171	1.1%
	公共用財産	学 校	1,483,549	28.5%	1,482,552	28.6%	1,482,552	28.7%
		公 営 住 宅	348,978	6.7%	348,978	6.7%	350,222	6.8%
		公 園	1,717,293	33.0%	1,710,086	33.0%	1,689,367	32.8%
		そ の 他 の 施 設	1,187,525	22.8%	1,179,007	22.8%	1,172,724	22.7%
計		4,737,345	91.1%	4,720,623	91.1%	4,694,865	91.0%	
行政財産計		4,793,147	92.2%	4,775,973	92.2%	4,749,036	92.1%	
普通財産	普通財産	宅 地	215,914	4.2%	213,485	4.1%	216,171	4.2%
		田	-	-	-	-	-	-
		畑	5,996	0.1%	5,996	0.1%	5,996	0.1%
		山 林	120,516	2.3%	120,516	2.3%	120,516	2.3%
		原 野	25,365	0.5%	25,365	0.5%	25,365	0.5%
		雑 地	39,797	0.8%	39,741	0.8%	40,061	0.8%
	普通財産計		407,588	7.8%	405,103	7.8%	408,109	7.9%
合 計		5,200,735	100.0%	5,181,076	100.0%	5,157,145	100.0%	

公有財産土地のうち、90%超が行政財産であり、その主なものは学校及び公園用地である。

【公有財産 建物】

(単位 : m^2)

区 分			H15.3.31			H14.3.31			H13.3.31		
			延	面	積割合	延	面	積割合	延	面	積割合
行政財産	公用財産	本 庁 舎	17,440	1.4%	1.4%	17,440	1.4%	1.4%	17,440	1.4%	1.4%
		南 庁 舎	4,986	0.4%	0.4%	4,986	0.4%	0.4%	4,986	0.4%	0.4%
		西 別 館 庁 舎	448	0.0%	0.0%	448	0.0%	0.0%	448	0.0%	0.0%
		事 務 所 等	2,506	0.2%	0.2%	2,506	0.2%	0.2%	2,506	0.2%	0.2%
		消 防 (水 防) 施 設	20,871	1.7%	1.7%	20,962	1.7%	1.7%	20,817	1.7%	1.7%
		そ の 他 の 施 設	11,585	0.9%	0.9%	11,585	0.9%	0.9%	11,655	1.0%	1.0%
	計		57,836	4.7%	4.7%	57,927	4.7%	4.7%	57,852	4.8%	4.8%
	公共用財産	学 校	584,033	47.7%	47.7%	584,230	47.6%	47.6%	583,190	48.0%	48.0%
		公 営 住 宅	214,514	17.5%	17.5%	215,424	17.5%	17.5%	216,926	17.8%	17.8%
		公 園	11,770	1.0%	1.0%	11,762	1.0%	1.0%	11,759	1.0%	1.0%
		そ の 他 の 施 設	314,493	25.7%	25.7%	318,086	25.9%	25.9%	305,423	25.1%	25.1%
計		1,124,810	91.9%	91.9%	1,129,502	92.0%	92.0%	1,117,298	91.9%	91.9%	
計		1,182,646	96.7%	96.7%	1,187,429	96.7%	96.7%	1,175,150	96.7%	96.7%	
普通財産	普通財産	建 物	40,771	3.3%	3.3%	40,328	3.3%	3.3%	40,307	3.3%	3.3%
	計		40,771	3.3%	3.3%	40,328	3.3%	3.3%	40,307	3.3%	3.3%
合 計			1,223,417	100.0%	100.0%	1,227,757	100.0%	100.0%	1,215,457	100.0%	100.0%

公有財産建物のうち、96%超が行政財産であり、その主なものは学校である。

第２．外部監査の結果

・ 公有財産（土地）の取得及び処分の検討

公有財産（土地）の取得については各種の形態が考えられる。通常の取得のほか、土地開発公社が取得するものもあれば市が事業主体として行う土地区画整理事業等もある。

通常の取得は、以下の定めに基づいて行われる。

- ア 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例
- イ 岐阜市公有財産規則
- ウ 岐阜市公有財産事務処理規程
- エ 岐阜市土地の取得等に係わる価格決定事務処理要綱（要綱は平成 12 年 9 月 28 日に改正され、土地の取得等に係る価格決定の原則が定められたことによって具体的な方法が明確になった。）

土地開発公社による土地の取得は、岐阜市の場合、市等との先行取得契約等に基づき用地取得が行われ、その買収価格の決定については通常の取得と同様な手続きに基づいておこなわれることになっている。一般的に先行取得される土地は計画が具体化される前の取得が行われるとその後において未利用地となる可能性が出てくる。また、取得の為の資金は銀行借入れ等によることになるため金利のほか、保有に伴う諸費用も発生することになり、土地の値下がりによる含み損のほかにも各種の負担が生ずる可能性が出てくる。さらに最近の土地の値下がり傾向が続く場合においては土地開発公社の先行取得を行う意義自体が問われることとなり公社の存続すら問題となる。

土地区画整理事業は、一般的に事業の継続中において保留地を売却するが、完了後においても売却ができず売れ残る場合があり、最近の土地の下落時においては含み損の発生原因となる可能性が出てくる。また、保留地のほか市が事業用地として取得した場合においても、その土地が未利用となれば売却できずに残った保留地と同様な含み損の発生原因となることや関連費用の発生も予想される。

以上のように土地の取得については各種の問題が予想されるが、これに対処するための市側の事務処理にも従来の手法等に従った現実と合わない不都合な処理の可能性も否定できず、これらを総合的に検討することは重要な問題といえよう。

1．通常の取得についての検討

上記の改正後の岐阜市土地の取得等に係わる価格決定事務処理要綱が適用される土地取得の内、金額的に重要と判断される個別の事例と毎年度取得が繰り返される道路、水路等用地について取得手続の検討を行い、その内の主な個別の事例 2 件と道路、水路等 7 件について以下にその内容を記載をした。

(1) 東部クリーンセンター余熱利用施設用地取得事業の検討

この土地は、東部クリーンセンターの建設に伴い余熱を利用した施設を建設する目的で用地取得を行ったものである。実際の取得は土地開発公社が先行取得を行い（平成 13 年 9 月）、平成 14 年度において岐阜市が買戻しを行った。土地開発公社の買収価格は岐阜市の担当部署にて鑑定評価に基づき検討を行って内部決定されており鑑定評価額以下の買収予定価格とされた。また当時は 1 億円以上の土地購入について現在の価格決定事務処理要綱と異なり 2 つの鑑定評価を求めることとはなっておらず 1 つの鑑定評価のみによって価格決定の根拠資料とされていた。現在、残りの計画用地の取得と施設の見直しが検討されている。

この土地取得の手続について検討を行った結果以下の問題点が確認された。



土地の表示

岐阜市芥見 6 丁目地内ほか合計 6,228.59 m²

取得価格

183,743,405 円（単価 29,500 円/m²）

取得価格の検討過程

ア 買収価格	29,500 円/m ²
イ 環境部試算価格	29,500 円/m ²
ウ 鑑定評価額	29,600 円/m ²
エ 資産税課算定価格	47,000 円/m ² 程度

価格の検討過程においては複数の価格が示されており最も安いものと高いものとはかなりの開きがあるが、イの環境部試算価格を計算した後ではそれがウの鑑定評価額を 100 円下回っているため、それを以って買収予定価格と内部決定し、他の価格と比較検討した過程が明確に文章化されていない。複数の試算価格が存在する場合にはそれぞれが正当な過程を踏まえて算定されていることを考えれば試算価格間の調整過程を明確に記録するべきであろう。

また、イの環境部試算価格の計算過程においては内容的に矛盾する部分が存在した。算定価格は平成 5 年度における公共買収事例を基礎価格とし、過去の岐阜県地価調査による宅地見込み地の価格の平均下落率を基礎価格に乗ずることで算定されていた。このうち基礎価格とされた公共買収事例については、その土地の種類が宅地であり、東部クリーンセンターの買収用地の土地の種類（宅地見込み地）とは異なるものであり、本来は買収用地と同じ土地の種類の買収事例を採用するべきであった。

イの環境部試算価格の計算過程

平成 5 年度公共買収事例

岐阜市芥見 6 丁目地内 宅地（現況雑種地）36,300 円/㎡
（平成 5 年度 11 月契約）

買収事例は買収予定地の現況とほぼ同程度で、場所的にも近接しているとのことであるが、買収予定地は市街化調整区域であり、買収事例は通常の宅地（路線価区域）であるため土地の種類が異なる。

平成 6 年度以降の岐阜県内宅地見込み地年度別変動率の推移

6 年度	7	8	9	10	11	12
-1.6 %	-1.1	-1.0	-1.8	-2.2	-2.3	-6.5

$$36,300 \text{ 円/㎡} \times 0.984 \times 0.989 \times 0.99 \times 0.982 \times 0.978 \times 0.977 \times 0.935 \times \\ (1 - 0.065 \times 7 / 12) = 29,519 \text{ 円}$$

$$29,500 \text{ 円/㎡}$$

（２）（仮称）北東部コミュニティセンター及び岐阜市北消防署三輪出張所新設事業に関する用地取得の検討

この土地は岐阜市の北東部に位置する三輪地区にコミュニティセンターと消防施設を建設するために平成 13 年 1 月に計画が決定された。平成 13 年 9 月の補正予算においては坪 11 万円程度（33,400 円/㎡）の購入が予定され実際の購入は平成 14

年 3 月に行われた。現在は施設の建築中であり、平成 16 年 9 月の完成と同 12 月の開館を目指している。事業自体は岐阜市の単独事業であり国の補助金は受けていない。また現在の事務処理要綱の定めに従い、取得金額が 1 億円以上の土地購入に該当するため 2 つの鑑定評価をもとめ、その平均価格以下に買収価格を定めて用地買収を行っている。

この土地取得の手續について検討を行った結果以下の問題点が確認された。



土地の表示

岐阜市福富迎田地内 合計 3,743.28 m²

取得価格

124,651,224 円 (33,300 円/m²)

取得価格の検討過程

ア	買収価格	33,300 円/m ²	
イ	鑑定評価額 1	34,100 円/m ² (価格時点 平成 13 年 6 月 20 日)	
ウ	鑑定評価額 2	34,000 円/m ² (同 上)	
エ	予算計上額	33,400 円/m ² (付近の買収価格より算定)	

この土地の取得は買収総額が 1 億円以上のため 2 つの鑑定評価が求められているが鑑定評価額の算定時点が平成 13 年 6 月 20 日であるのに対し実際の売買契約は平成 14 年 3 月 5 日と、かなりの時間の経過が見られる。このように当初の価格決定時点より 6 月を経過する日以降に土地の取得をする場合は、当初に決定された価格を基準として時点修正を加えた価格によりこれを行うことを原則としている。(岐

阜市土地の取得等に係わる価格決定事務処理要綱第 8 条)したがって本来であれば時点修正を行った鑑定評価額の平均を算出して買収予定価格を決定するのが原則的な方法であるといえるのであるが、事務処理上は当初に求められた鑑定評価額の平均を以って買収価格を決定している。

(3) 道路、水路等に係わる用地取得

道路、水路等に係わる用地取得は每期継続して事業が行われる。事業の数も多数に上り公有財産の取得に占める重要性はかなり高いものがある。道路などの用地取得においては複数の土地が取得されるが、一件当たりの用地取得費は少額であっても一路線全体で考えれば多数の用地取得になって金銭的にも相当な額にのぼることになる。

このように重要性の高い事業では有るが取得用地の価格決定に関しては詳細な規定がなく、岐阜市土地の取得等に係る価格決定事務処理要綱によれば第 2 条(土地の取得等に係る価格決定の原則)第 1 項第 3 号において「事業担当部長が不動産鑑定士の鑑定評価により土地の価格を決定する必要があると認めた場合」は岐阜市土地評価委員会の評定によらず土地価格を決定するものとされている。

以上のように道路、水路等に係わる用地取得の土地取得価格は明確な決定方法が定められていないため、複数の金銭的に重要性のある事業について、その価格決定方法を検討した。その結果、現在の規定には詳細な定めがないため明らかな規定違反とはいえないものの不合理な部分も見受けられるので用地取得事務の合理的な実施のための指摘をすることとしたい。

(検討事業と価格決定方法の比較)

市道花立稲葉線道路改良事業

この事業は平成 13 年度からの継続事業であり、買収用地の価格決定は単価表を細分した地区ごとに設定し、各地区については統一した価格にて買収を行っている。したがって買収用地の個別の条件は加味されていないことになる。地区ごとの単価の設定については特定の地点を選定しその土地について鑑定評価をもとめて価格の決定を行っている。

都市基盤河川新荒田川改修工事(第 2 工区)

この事業は一区画に対する用地買収であり直接にその土地に対する鑑定評価を求めて買収価格の決定をおこなっている。

都市計画道路水野町線道路改良事業

この事業はこの年度の場合 2 区画に対する用地買収であり計画が事前にほぼ確定していたことと、金銭的に 1 億以上の用地買収になるため、それぞれについて

1 つの鑑定評価を求めて買収価格を決定している。

岐阜都市計画道路事業 3.4.64 号太平町下西郷線

この事業は比準方式により買収価格の決定を行っている。比準方式は基準となる土地の価格を鑑定評価によりもとめ、他の買収用地の価格は基準となる土地の価格を基に比準表を用いて算定しようとするものであり、「公共用地の取得に伴う損失補償基準細則」に定めのある方法である。

都市計画道路事業 3.3.11 号金町那加岩地線（北一色工区）

都市計画道路事業 3.3.11 号金町那加岩地線（野一色工区）

この 2 つの事業においては、平成 13 年度以前からの継続している工区については統一した価格で買収を行っており、新しい工区については比準方式によって用地買収の価格決定を行っている。したがって工区により価格の決定方式がことなっていることになる。

都市計画道路事業 3.5.59 号熊野六条線

この事業は比準方式により買収用地の価格決定を行っている。

市道長森 325 号線他 3 路線道路改良事業

市道長森 435 号線道路改良事業

この 2 つの事業においては、平成 13 年度以前からの継続している工区については統一した価格で買収を行っており、新しい工区については比準方式によって用地買収の価格決定を行っている。したがって工区により価格の決定方式がことなっていることになる。

以上のように各事業により用地買収の価格決定方法が異なっているが、土地の価格決定はいろいろな事情があるもので、単純に決められない点があるものの原則的な買収価格の決定方法は定められておくべきであるし、事情により原則的な方法によりがたい場合には別に決裁をもとめる等の方法により対処するべきではなかろうか。

最初に述べたように現在においては詳細な規定が定められているとはいいがたい状況であり、今後において用地買収を行う場合に事業ごとに方法が異なっては、買収される側から見た不公平感も生じようし、市の職員の判断によって価格が相当に食い違うことも予想され、決して望ましいものではないと考えられる。

なお、道路、水路等の用地買収については他の一般の用地取得と異なる事情が予想される場合には別途、定めを設ける等の方法により柔軟に対応して事業の円滑な実施と事務の合理的な運営の両立を図るべきであろう。

2. 市が事業主体として行う土地区画整理事業

岐阜市自体が行っている土地区画整理事業において過去に 2 事業の実績が有るがそ

れぞれ、平成 14 年 3 月 31 日（岐阜都市計画事業香蘭土地区画整理事業）と平成 10 年 3 月 31 日（岐阜都市計画事業島土地区画整理事業）に終了している。問題となるとすれば、保留地として確保した土地が売却できず売れ残っている場合であり現に 2 つの土地区画整理事業についても、そのような土地が存在する。また、公共用の目的のため確保された土地についてもその後において未利用であれば売れ残りの保留地のように最終的には市の負担として残ることになる。

（市の財産となった土地の内、未利用等のもの）

なお、時価は原則として平成 15 年度の固定資産税評価額を 0.7 で割戻した金額を平成 15 年 10 月に時点修正したものである。

なお、単位は地積については㎡、金額については百万円である。

土地の所在地	取得時期	面積	取得価格	時価	取得原因
北島 8 丁目 3-18	H9.9.30	322.02	105	40	売買
北島 1 丁目 1-7	H9.9.30	295.78	41	20	売買
西島町 3-3	H9.9.30	151.07	46	16	売買
西島町 3-7	H9.9.30	332.04	102	31	売買
江口 1 丁目 10-9	H9.9.30	181.74	20	11	売買



上記の土地は、保留地で未売却のものを、その当時の時価にて市が購入したものであるが現在も売却できずに残っている。平成 15 年中にも入札により売却を行うが入札の状況は低調のようである（但し 1 件は隣地の所有者に賃貸中である）。

現地は適正に管理されており、特別の管理費等は支出していない。

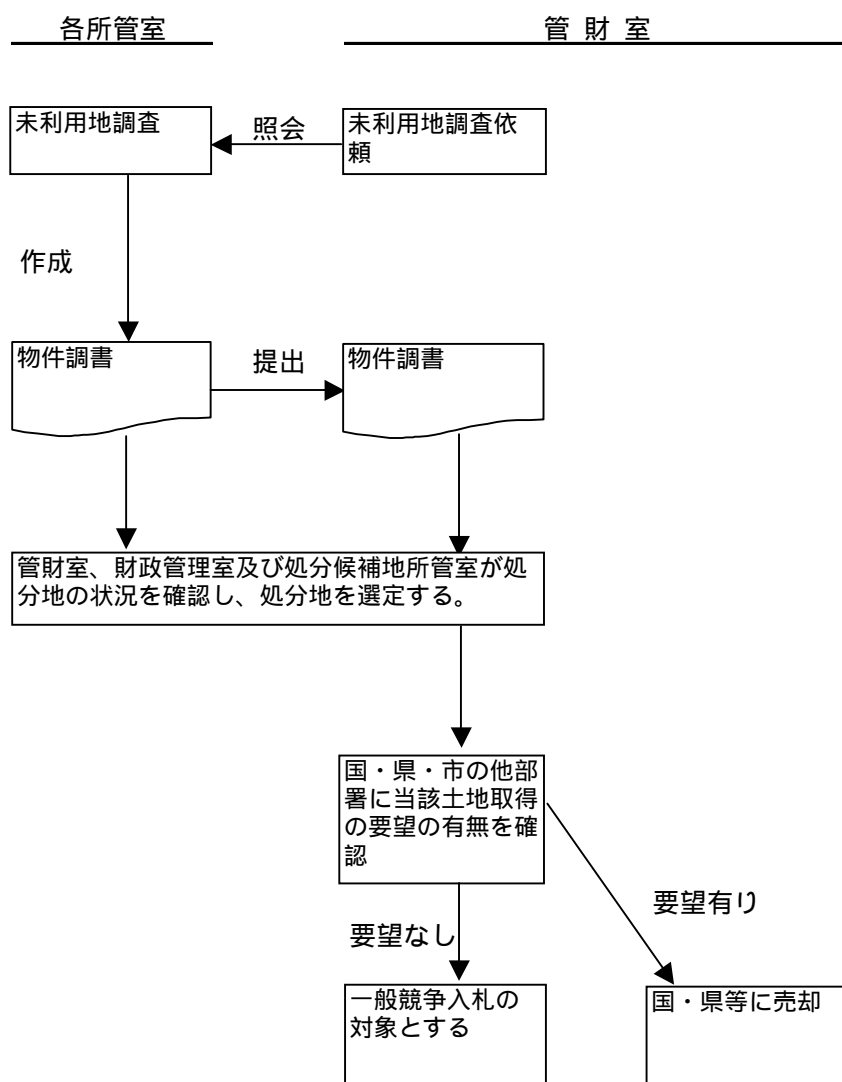
土地区画整理事業は長期にわたる事業であることが多く、保留地処分についての予測は立てがたいものがあるが、これ以降はかなり控えめな予測をするほうが安全であり、かりに売れ残った場合には売買方法の多様化や売却価格の柔軟な設定また賃貸や定期借地権方式の検討など柔軟にまた、早期の処理の実施が必要となろう。

事務手続自体は法的に問題が無く事業における諸税の増収は認めるが、税金の適正な支出と公正で能率的な行政の確保が強く求められるところを考慮すれば以上の点に関する考慮が必要である。

・未利用地の検討

1 . 概要

岐阜市では、毎年下記のフローにより、未利用地の調査・処分決定・処分にかかる業務を行っている。



2 . 監査の視点

- (1) 各所管室より未利用地が適切に報告されているか。
- (2) 未利用地の過去の経緯・現状・今後の予定はどうであるか。
- (3) 取得価額と比較して、現在の時価はどうであるか。

3. 監査手続

- (1) 各所管室からの報告と土地台帳に記載されている現状とを比較する。
- (2) 各所管室に対し、未利用地の当初の取得目的・未利用地となった経緯・現状・将来の予定等について質問する。
- (3) 主な未利用地について、当初の取得価額と時価（平成 15 年 10 月現在の固定資産税評価額（時点修正済み）をベースとしている）とを比較し、含み損益の状況を把握する。

4. 監査の結果

(1) 未利用地の報告の妥当性

毎年各所管室が作成している物件調書によって未利用地の報告がなされているが、管財室から各所管室への照会が「普通財産売払事務に係る未利用地」とされているため、売却が困難な物件については一部報告漏れとなっている。

なお今回の監査により判明した、報告されていない未利用地は、下記の通りである。

所管室	所在地地番	実測地積 (㎡)	登記地積 (㎡)
都市建設部 住宅室	福光西 3 丁目 3-30	36.45	36.45
	福光西 3 丁目 3-31	5.95	5.95
行政管理部 管財室	北山 3 丁目 3589-25	110.62	110.62
	北山 1 丁目 11-10	470.11	633.09
	永楽町 1 丁目 10-1	81.48	163.10
	椿洞字蔭平 425-72	398.00	398.00
	椿洞字蔭平 425-98	274.00	274.00
	長良字六本松 3091-2	185.00	185.00
	雄総桜町 1 丁目 2	-	1,014
	雄総桜町 1 丁目 3	-	609
	茜部本郷 3 丁目 158-3	43.00	43
	日野南 4 丁目 15-4	36.00	36
	日野南 6 丁目 9-3	135.00	135

* 「 - 」は実測未了を示す。

(2) 未利用地の現状

平成 15 年 7 月現在、各所管室から報告されている岐阜市の未利用地は、合計で 22,069.70 ㎡ (58 件) ある。比較的多く見受けられるものは、何らかの事業の代替地として取得したが当該事業に事業完了後も使用されず、結果的に未利用地となっ

たものである。

今回の監査においては、岐阜市の未利用地のうち主なものについて、地積・取得価額・時価（原則として平成 15 年度の固定資産税評価額を 0.7 で割戻した金額を平成 15 年 10 月に時点修正した）等を調査した。

その内訳は下記の通りであるが、一部の物件については該当無しあるいは調査できなかった項目もあり、表中「 - 」と表示している。

なお、単位は地積については㎡、金額については百万円である。

基盤整備部公共用地室

a. 日野東 1 丁目地内

取得時期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
昭和 52 年 7 月 13 日	224.21	224.21	11	-	売買	宅地

国道 156 号線から北へ 800m、国立日野病院から西へ 600mに位置し、北東側は山林で南西側を市道（幅員 9.5m水路含）に接している。石積みにより道路より 1m高くなっている。北東側以外は住宅地となっている。現況は下記の写真のとおりである。

当土地は日野揚排水機場浄化事業（昭和 52 年～昭和 63 年）の代替地として先行取得したが、既に事業は完了し、結果的には代替地として利用されなかった。（利用されなかった経緯は不明だが、おそらく立地条件・形状等から判断して利用が困難な土地だからと考えられる）

また以前に家庭菜園として無断使用されていた経緯がある。

将来の方向としては一般競争入札により売却するか、市の施設を作ることが考えられるが、具体的な計画はない。



b．長良西野前地内

取得時期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
昭和 60 年 11 月 29 日	-	314	27	25	売買	畑

環状線の南側に位置し、南側を市道（幅員 4m）に接している。市道の南側は天神川が流れ、北側は水路（幅員 1m）、西側は墓地となっている。近隣は住宅地が多い中で田もかなりある。

当土地は都市小河川天神川河川改修事業の代替地として先行取得したものである。当該事業は平成 10 年に完了したが売却できず、未利用地となっている。したがって、今後代替地としての利用予定は無い。

以前は資材置場になっていたが、現在は空き地になっている。

c．河渡 4 丁目地内

取得時期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成元年 3 月 7 日	-	364	31	19	売買	雑種地

県道本庄岐阜線河渡橋の西北に位置し、北側を県道岐阜県南大野線（幅員 9 m）に接しているが、南側は水路（幅員 2m）である。近隣は田が多いが近年住宅も増えてきた。

当土地は戸石川の整備事業の代替地として先行取得したものだが、事業は既

に平成 6 年に完了し、現状では雑草繁茂となっている。今後他事業（具体的には未定）の代替地に使用する目的で保有している。

d．長良福光字八幡地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 2 年 3 月 20 日	210.54	210	39	24	売買	雑種地

県道岐阜大野線南側の長良川スポーツプラザ（岐阜県の施設）入り口付近に位置し、南側及び西側を市道（幅員 6m）に接する角地である。近隣は畑も多く見られる住宅地である。

当土地は長良川国際会議場のバス駐車場として取得したものであるが、会議場からはやや遠く駐車場として利用されず、結果的に空き地となっている。（バス駐車場自体は他の土地にある）

隣接する長良川スポーツプラザの駐車場用地とするなどの有効活用や一般競争入札にかけることも考えられるが、代替地として適地であり売却等処分には十分な検討を要するため、現在のところ一般競争入札にはかけていない。

e．大字岩崎字鶴山地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
昭和 63 年 4 月 30 日	1,254.48	1,254	46	29	売買	山林

国道 256 号線の西 300m の戸羽川沿いに位置し、北側を市道（幅員 3.5m）に接する。山の傾斜地を造成した状態である。現況は下記の写真のとおりである。

当土地は激甚災害対策事業の代替地として昭和 56 年に公社が取得した後に、昭和 63 年市が取得し、現状では基盤整備部の災害発生時用の応急資材が置いてある。

将来の予定としては明確に定められていない。



f．大字清字上沼地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 3 年 10 月 28 日	-	702	209	71	売買	雑種地

県道岐阜羽島線から西へ 50m、市立陽南中学校の北 20mに位置し、周囲は住宅地となっている。

当土地は本庁舎敷地拡張用地の代替地を先行取得し、一部は代替地として処分されたものの、処分できなかった残地であり、現状では雑草地となっている。

平成 15 年に買収の申し出があり、部内で検討したが、各事業の進捗を促進するためにも代替地需要を最優先すべきとの意見があり、現在のところ売却されていない。

g．香蘭 1 丁目地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 5 年 4 月 12 日	1,373.58	1,373.58	-	163	売買	宅地

県道岐阜羽島線から西へ 50m、大型ショッピングセンター北側に位置し、北側を市道（幅員 16m）に接する商業地の中に住宅地もある混在地域である。

都市計画道路水野町線の代替地として都市計画部より移管を受ける（事業は現在用地買収の段階であり未完了となっている）。

現状は空き地となっているが、代替地としての需要が見込まれる。

h . 近島 3 丁目地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 3 年 3 月 22 日	1,077.63	1,077.63	170	92	売買	宅地

国道 157 号線の南側に位置し、幹線道路にも近い住宅地である。

都市整備課が都市計画道路代替地として取得したものであるが、現在は一部を付近の店舗の駐車場として有償で貸付けている。

当初の都市計画道路は既に完成し、事業は完了していると考えられるが、他事業の代替地として保有している。

都市建設部 駅前広場整備推進室

a . 菊地町 5 丁目地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 4 年 7 月 29 日	1,190.50	1,190.50	358	112	売買	宅地

県道岐阜羽島線から西へ 50m、市立陽南中学校の北 20m に位置し、北側（幅員 5.6m）及び東側（幅員 5.5m）の市道に接する角地で、周囲は住宅地となっている。

岐阜駅周辺整備事業等の代替地として取得したものであるが、現状は空き地となっている。

最近では代替地を要望される場合も少なくなっており、平成 17 年度に国の関係機関に売却予定であるが、実現しない場合も積極的に処分を進めるべきであろう。

b . 香蘭 2 丁目地内、3 丁目地内

丁 目	取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
2 丁目	平成 5 年 4 月	3,416.26	3,416.26	1,667	388	売買	宅地
3 丁目	平成 5 年 2 ～ 4 月	509.22	509.22	305	-	売買	宅地

上記土地は県道岐阜羽島線から西へ 120 ～ 180m、大型ショッピングセンター西側に位置し、近隣は商業地の中に住宅地もある混在地域である。

岐阜駅周辺整備事業用代替地として取得したが、現状では空き地となっている。

岐阜駅周辺整備事業はまだ完了していない為、代替地が必要になる可能性が

あるが最近では代替地を要望される事が比較的に少ないことや、複数の土地が残っていることから売却しても問題の無い土地を選別して積極的に処分を検討するべきであろう。

また、売却等を検討しない土地についても有償による貸付や定期借地権の利用による住宅用の貸付等を積極的に検討するべきであろう。近くには事業用借地権の利用の実績もある。また民間のマンションの建設も行われている。

市民福祉部 市民福祉総室

a. 揖斐郡大野町大字相羽字桃地内

取得時期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成4年7月18日	287.09	287.09	-	7	遺贈	宅地

国道303号線根尾川藪川橋北西の住宅団地の南端に位置し、北側を町道（幅員4.5m）に接している。東側に根尾川、西側は水路（津田川）、南側は国道303号線、北側は町営グラウンドに囲まれている。周囲には、西側に火葬場、不燃物処理場、家畜市場、南西に松下電子部品(株)岐阜工場がある。

当該土地は遺贈により取得したものであるが、現状は空き地となっており、平成12年度から一般競争入札にかけ、2筆のうち1筆は平成14年度に売却したものの、残りの1筆については現在まで売却できずに残っている。

なお、当該土地は岐阜市内在住者が岐阜市の福祉事業への貢献を目的として遺贈されたものであるが、岐阜市外の土地であり岐阜市民を対象とした福祉サービスの事業用地として直接利用するのは困難であるので、売却・現金化し岐阜市福祉基金（用途が福祉目的に限定されている基金）に積み立てることで、遺贈者の意志に応える予定である。

行政管理部管財室

a. 西川手9丁目地内

取得時期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
昭和30年2月11日	2,271.25	2,683	-	138	合併	雑種地
昭和39年11月20日	109.36	555	-	6	売買	雑種地

県道岐阜岐南線から南70m、県道岐阜笠松線から東130mに位置し、南北二方の市道（幅員4m）に接する。近隣状況としては北から東にかけてのおよそ100m圏に岐南町との行政界がある。主に戸建住宅が建ち並びが小規模の事務所、工場も点在する。西方約500mに中央卸売市場がある。

当該土地は元養護学校敷地の一部で現在更地にして管理しているが、当面利

用予定は無いため、地元厚見校区自治会にグランドゴルフの競技敷地として使用承諾している。

市街地に近く、売却より何らかの有効活用の方が望ましいため、売却の予定はない。他部署で何らかの計画があれば、そちらに移管することも考えられるが、現在のところ、具体的な計画はない。

なお実測地積が登記地積を大きく下回っている。これは上記の実測地積は、管財室の所管分であり、残りは他室の所管であることによる。

b．雄総桜町 4 丁目地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 9 年 3 月 31 日	-	311	-	24	持分放棄	雑種地

環状線から南 80m、長良川堤防右岸道路(県道長良古津橋線)から北 140mに位置し、南側を市道(幅員 8.3m)に接している。近隣は主に住宅地域で戸建住宅が建ち並ぶが、集合住宅や飲食店も比較的多くみられる。

当土地は旧長良区有地であり、所有権をめくり争いがあったが、平成 9 年に所有権の移転登記がなされた後、平成 13 年度に耕作権を補償した。境界が未定のため、その解決後に一般競争入札にかかる予定である。

c．雄総桜町 4 丁目地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 9 年 3 月 31 日	537.44	536	-	42	持分放棄	雑種地

環状線から南 20m、長良川堤防右岸道路(県道長良古津橋線)から北 180mに位置し、東側(幅員 13m)及び北側(幅員 6m)を市道に接する角地である。近隣は主に住宅地域で戸建住宅が建ち並ぶが、集合住宅や飲食店も比較的多くみられる。

当土地は旧長良区有地であり、所有権をめくり争いがあったが、平成 9 年に所有権の移転登記がなされた後、平成 10 年度に耕作権を補償した。

平成 13 年度より一般競争入札にかけている。

d．雄総桜町 4 丁目地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 9 年 3 月 31 日	266.00	266	-	19	持分放棄	雑種地

環状線から南西 120m、長良川堤防右岸道路(県道長良古津橋線)から北 170

mに位置し、南北二方(北側幅員 4m、南側幅員 6m)の市道に接しており、南側石垣が軟弱である。周辺は主に住宅地域で戸建住宅が建ち並ぶが、集合住宅や飲食店も比較的多くみられる。

当土地は旧長良区有地であり、所有権をめぐり争いがあったが、平成 9 年に所有権の移転登記がなされた後、平成 13 年度に耕作権を補償した。

平成 13 年度より一般競争入札にかけている。

e．雄総柳町 1 丁目地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 9 年 3 月 31 日	224.54	224	-	16	持分放棄	雑種地

環状線から南 130m、長良川堤防右岸道路(県道長良古津橋線)から北 70mに位置し、北側を市道(幅員 6m)に接している。近隣は主に住宅地域で戸建住宅が点在するが、畑の割合が多い。

当土地は旧長良区有地であり、所有権をめぐり争いがあったが、平成 9 年に所有権の移転登記がなされた後、平成 13 年度に耕作権を補償した。

現状は空き地となっているが、平成 13 年度より一般競争入札にかけている。

f．北山 1 丁目地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 9 年 10 月 16 日	617.36	633.09	-	22	寄付	宅地

国道 156 号線から東 350m、三百数十戸から成る北山団地の西端に位置し、東側(幅員 4m)及び南側(幅員 4m)の市道に接する角地である。南側道路を挟み山田川が東西に流れ、南東約 600m圏内に岐阜市教育研究所、芥見幼稚園、藍川高校、南西約 300m にショッピングセンターがある。また敷地の一部に公民館がある。

当初は岐阜県住宅供給公社の土地であったが、公民館建替えに伴い岐阜市が岐阜県住宅供給公社から寄付を受けたことにより取得したものである。

現状では大部分は空き地だが、寄付当時、地元から公共施設設置の要望があった。現在具体的な計画はないが、市としては将来の具体的な計画に備えて現状のまま保有することを考えている。

なお実測地積が登記地積を下回っている。これは上記の実測地積は、管財室の所管分であり、残りは他室の所管であることによる。

g．椿洞字蔭平地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
昭和 49 年 11 月 26 日	-	672.00	-	23	寄付	宅地

城ヶ峰の東裾野に造成された約 80 数戸程から成る椿苑団地内の西北端に位置し、西側に道路(幅員 3～5m)に接する。北東約 1Km に畜産センターがある。

当該土地は昭和 49 年に建設業者から集会所予定地として寄付を受けた(当時の開発指導基準では団地開発する場合、60 戸以上のものについては集会所予定地を市に寄付する旨の定めを設けていた)。

現在、当該団地の自治会は他の集会所を利用しており、上記土地は未利用地となっている。

将来地元で地縁団体(町または字の区域その他市町村の一定の区域を有する者の地縁に基づいて形成された法律上の権利能力を有する団体)が発足すれば、当該団体に無償譲渡することを考えている。

h．雄総桜町 1 丁目地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 9 年 3 月 31 日	-	1,623	-	105	持分放棄	雑種地

長良川堤防右岸道路(県道長良古津橋線)に一部接した北側、雄総水源地の西約 100m に位置する。当該地の属する街区は全て市有地で街区内に建物はない。

現状、雄総水源地排水管付け替え工事土砂堆積場となっている。今後雄総排水ポンプ場となる予定である。

なおポンプ場工事予定は平成 16 年～19 年である。

i．長良法久寺町地内

取 得 時 期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 9 年 3 月 31 日	275.31	275.00	-	29	持分放棄	宅地

県道長良古津橋線の北 100m に位置し、南側を市道(幅員 4m)に接している。北側は水路(幅員 2m)である。近隣は主に住宅地である。

旧長良区有地であり、所有権をめぐり争いがあったが、平成 9 年に所有権の移転登記がなされた後、平成 13 年度に権利補償した。

環境事業総室

a. 芥見中野畑地内

取得時期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
平成 5 年 6 月 15 日	256.56	256.56	36	12	売買	宅地

国道 156 号線東側 10m に位置し、北側（幅員 5.5m）及び東側（幅員 4m）の市道に接する角地である。近隣は住宅地域として都市化が進んでいるが、畑も点在する。

当初土地開発基金で東部クリーンセンター進入道路の代替地として取得した。ただし建設工事は平成 10 年度に完成しており、一部は代替地として使用されたが、残地は現況のまま残ってしまったため、環境総務課が平成 14 年 12 月に購入した。測量も実施済みであり境界杭を回復すれば売却可能な状態である。特別な管理費用も発生していない。周辺は住宅地であり特に問題等も見当たらないことから、平成 16 年度に一般競争入札にかかる予定である。

教育施設室

a. 茜部菱野 3 丁目地内

取得時期	実測地積	登記地積	取得価額	時価	取得原因	地目
昭和 46 年 1 月 20 日	843.69	845.00	-	74	換地	宅地

国道 21 号線の南 500m、県道正木岐阜線の西 50m に位置し、西側を市道（幅員 5 m）に接している。近隣は主に農地が多いが住宅及び店舗も増えてきた。

当地は旧茜部公民館用地であったが、平成 13 年度新公民館建設に伴い旧公民館を取り壊し、平成 14 年度から一般競争入札にかけている。

・未登記土地の検討

1．概要

公有財産規則上、下記の定めがある。

第6条 公有財産管理者は、その管理する公有財産について特に次に掲げる事項に留意し、適正かつ効果的な維持及び管理に努めなければならない。

- (1) 公有財産の増減とその証拠書類の符号
- (2) 公有財産と登記簿又は登録簿、財産台帳及び関係図面との符号
- (3) 土地の境界
- (4) 使用料又は貸付料の適否

上記の通り、公有財産を取得した場合、所有権の安全を確保するために不動産については登記をしなければならない旨が定められている。

2．監査の視点

公有財産規則に従い、適切に登記がなされているか。

3．監査手続

各部署から未登記土地の報告を受け、未登記となった経緯及び今後の対応等について担当者にヒアリングした。

4．監査の結果

市有地のうち、平成15年3月末現在において未登記となっているもののうち、主なものは下記のとおりである。

(1) 行政管理部 管財室

所在地番	登記地目	登記地積(㎡)	取得年月日	現況
大字日置江字中島2529-4	原野	297	日置江村合併:S33.4.1	堤外地
大字日置江字中島2529-7	〃	19		〃
大字日置江字中島2529-9	〃	168		〃
大字日置江字中島2529-10	〃	995		〃
大字日置江字中島2606-2	〃	85		〃
大字日置江字中島2831-5	〃	29		通路敷地
大字日置江字中島2831-6	〃	19		〃

上記は全て、昭和 33 年の日置江村合併の際に同村から引き継いだ土地であるが、日置江村が同土地を取得した際の契約書等の資料が残っていないため、現状では登記表題部所有者は一村総持となっている。岐阜市の土地である根拠としては、合併時の事務引継書上に記載されているのみである。

公有財産規則第 6 条(2)に対する合規性という点で問題である。

(2) 都市建設部 住宅室

所在地番	登記地目	登記地積(㎡)	取得年月日	現況
三田洞東2丁目706-3	山林	12,757	昭和37年2月28日	宅地
三田洞東2丁目706-4	〃	26,912	〃	〃
三田洞東3丁目572	〃	56	不明	〃
三田洞東3丁目584-2	〃	829	〃	〃
三田洞東3丁目586	〃	59	〃	〃
三田洞東3丁目588	〃	62	〃	〃
三田洞東4丁目563	畑	3,566	〃	〃
大字古市場字西畑2番25	〃	79	昭和28年3月頃	〃
大字古市場字西畑2番26	〃	135	〃	〃
大字古市場字西畑2番27	〃	66	〃	〃
大字古市場字西畑10番4	〃	49	〃	〃
大字古市場字西畑10番5	〃	145	〃	〃
大字古市場字西畑10番6	〃	39	〃	〃
大字古市場字西畑1番4	〃	879	〃	〃
鷺山字向井1791外37筆	不明	不明	不明	〃
鷺山字向井1785-4外114筆		22,776.66	〃	〃

三田洞東 2 丁目については、市町村合併時に区有林であった場所であり、移転登記が困難な状況となっている。

その他については、相続人が多数あるいは行方不明であり、取得後の移転手続が進まない状態となっている。ただし、上記の土地はいずれも住宅が既に建っており、特記すべきトラブルは発生していない。

しかし公有財産規則第 6 条(2)に対する合規性という点で問題である。

(3) 教育委員会 教育施設室

所在地番	登記地目	登記地積(㎡)	取得年月日	現況
錦町6丁目24	宅地	646.28	昭和25年11月4日	本荘小学校用地
野一色3丁目1-22	畑	525	昭和26年4月9日	長森北小学校用地
野一色3丁目1-35	〃	442	〃	〃
上土居字中野786-3	宅地	99.50	昭和26年8月8日	常磐小学校用地
栗野西2丁目38	〃	195.04	昭和26年5月15日	岩野田小学校用地
栗野西2丁目39	〃	548.76	〃	〃
古市場字西畑22-3	畑	171	〃	黒野小学校用地
西鏡島1丁目2-2	学校用地	331	〃	鏡島小学校用地
下川手字宮北176-4	田	3.30	〃	厚見小学校用地
下川手字宮北223-10	廃道敷	3.30	〃	〃
下川手字宮北223-12	〃	3.30	〃	〃
上川手字南出215-1	田	142	〃	〃
芥見2丁目85	学校用地	145	不明	芥見小学校用地
太郎丸字樫木1051	畑	482	大正13年4月30日	三輪南小学校用地
太郎丸字樫木1052	〃	46	〃	〃
則武西1丁目10 - 22	〃	99.00	不明	島中学校用地
栗野西5丁目820	山林	46	〃	岩野田中学校用地
栗野西5丁目823	田	46	〃	〃
栗野西5丁目824	山林	69	〃	〃
鏡島精華1丁目252	学校用地	618	〃	精華中学校用地
鏡島精華1丁目11-7	学校用地	152	〃	精華中学校用地
鏡島精華1丁目11-6	〃	552	〃	〃
加納東丸町2丁目16-3	田	254.00	昭和28年12月25日	加納小学校 及び加納幼稚園用地
加納東丸町2丁目17-2	畑	1.35	〃	〃

上記の大半は取得時期が古く資料が残っていないため、移転登記がなされていないものである。おそらく取得時に何らかの事情により登記しなかったと考えられるが、その経緯が残っていないため、今となっては原因は不明となっている。

公有財産規則第6条(2)に対する合規性という点で問題である。

・貸付事務の検討

1. 概要

土地・建物の貸付については公有財産規則上、下記の規定がある。

第15条 公有財産管理者は、普通財産を貸し付けようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した書類に、借受けを希望する者に提出させた公有財産貸付申請書及び契約書を添えて市長の決裁を受けなければならない。

- (1) 貸し付けようとする理由
- (2) 所在地、種類、地目又は構造及び数量
- (3) 貸付料予定額、単価その他価格算定の根拠
- (4) 貸付料納付の時期及び方法
- (5) 貸付料の歳入科目及び予算額
- (6) 貸付期間
- (7) 相手方の住所及び氏名
- (8) 無償で又は減額して貸し付ける場合は、その根拠及び理由
- (9) 関係図又は図面等
- (10) 前各号に掲げるもののほか、貸付けについて参考となる事項

2 前項の規定は、普通財産を貸付け以外の方法により使用させる場合に準用する。

財産の貸付とは、地方公共団体がその所有に属する財産を他人に対して私法上の賃借契約に基づいて賃貸借又は使用貸借することにより使用収益させることである。

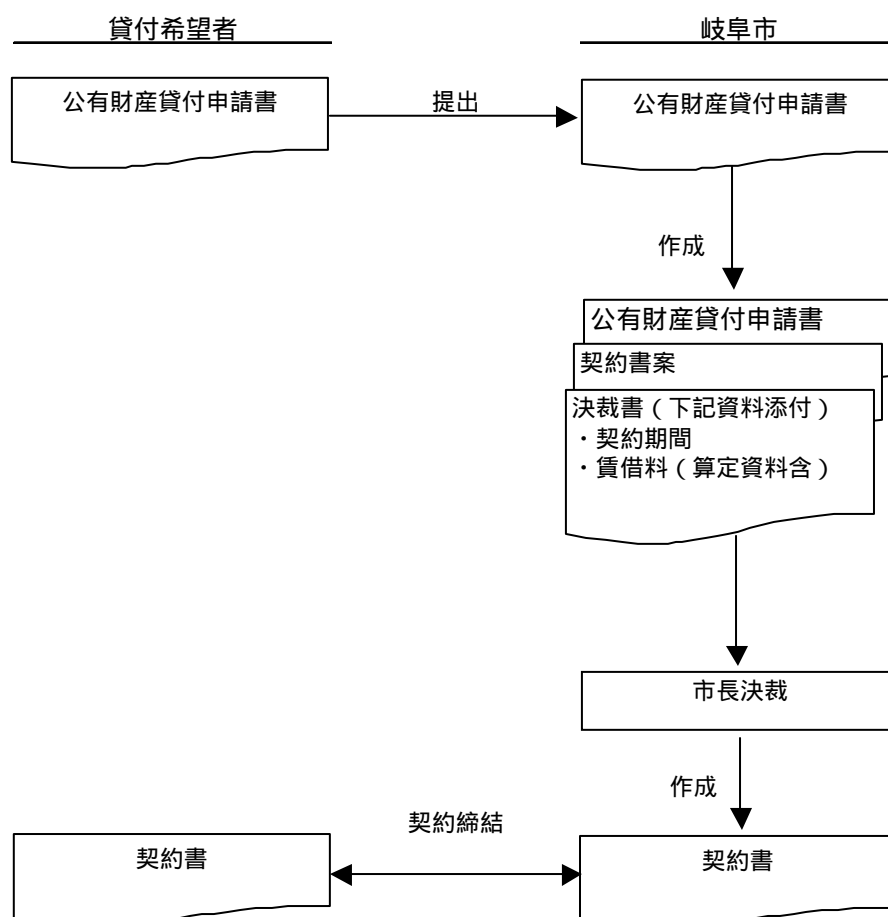
貸付は原則として時価によって貸付けなければならない。ただし、公益上必要があると認められるときは、条例で定めるところにより又は議会の議決を経て時価よりも低廉な価格あるいは無償により貸付けることができる（地方自治法第 237 条）。

「普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準」上、調査対象年度の土地の貸付料は原則として前年分の相続税課税標準価格に下記の率を乗じて算定される。

	昭和 45 年 3 月 31 日以前から貸付けているもの	昭和 45 年 4 月 1 日以降貸付けているもの
住宅用又は非営利用の場合	1.30	1.55
営利用	1.85	2.35

また、建物の貸付料については、その年次の 4 月 1 日現在の建物評価額に 12/100 を乗じて算定される。

なお、普通財産の具体的な貸付手続は下記の通りである。



2. 監査の視点

公有財産の貸付について公有財産規則及び普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準に従い、適切に処理されているか。

3. 監査手続

任意に 50 件を抽出し、下記の点について公有財産規則に従い、適切に処理されているか確認した。

- (1) 公有財産貸付申請書は提出されているか。
- (2) 貸付料の算定は「普通財産（土地及び建物）貸付料算定基準」に従い、適切に算定されているか。

- (3) 貸付期間は公有財産規則に定める範囲内か。
- (4) 契約保証金を納付させているかまたは連帯保証人をたてているか。
- (5) 貸付の理由は妥当なものか。
- (6) 貸付条件等について決裁はなされているか。

4 . 監査の結果

貸付にかかる業務について、規則上問題となる事項は下記の通りである。

(1) 連帯保証人

「公有財産規則」上、普通財産を 1 年以上の期間にわたって貸し付ける場合は、貸付料の 3 月分に相当する額以上の契約保証金を納付させるか、又は連帯保証人を求めるものとされている。なお、この連帯保証人は岐阜市内に 1 年以上居住し、独立の生計を営む者で、市税を完納している必要がある。しかし実態としては連帯保証人が 1 人もいない賃借者が見受けられた。賃借人に連帯保証人を求める趣旨としては、公有財産賃貸借契約にあたり、賃借料の滞納または火事等の不測の事故が生じた場合、岐阜市が経済的損害を蒙るのを防止することにある。また、不測の事態が生じた際に連絡・対応が容易であることから連帯保証人は岐阜市内とあるが、連帯保証人の中には岐阜市外の者も見受けられた。

(2) 公有財産貸付申請書

上記公有財産規則の通り、普通財産の貸付時には、「公有財産貸付申請書」が提出されなければならないが、「公有財産貸付申請書」が提出されていないものが見受けられた。規則どおり入手する必要がある。

(3) A 神社に対する貸付

昭和 41 年の A 神社に対する住宅及びその土地の賃貸借契約書上、賃借物件は「家 69.42 m²、土地 63.8 m²、土地 69.42 m²」とあるが昭和 45 年の賃貸借契約書上、賃借物件は「土地 69.42 m²」のみとなっており、家 69.42 m²及び土地 63.8 m²については対象物件とはなっていない。これについては現在までに売却したか否かが不明確であり所有権は明確ではなかった。

今回原因を調査したところ、昭和 45 年の賃貸借契約更新時に当該物件が欠落した単純な誤りとのことである。

いずれにしても市側で所有権が曖昧のまま長期間放置されていたのは問題であり、所有権を明確にしておく必要があったと考える。

・台帳整備の検討

1．概要

岐阜市の公有財産規則上、下記の定めがある。

第8条 公有財産管理者は、その管理に属する財産について、その種類及び区分に従い公有財産台帳を作成し、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、財産の性質によりその記載事項を省略することができる。

- (1) 区分及び種目（土地における敷地、森林等、建物における事務所、住宅等の区別をいう）
- (2) 所在
- (3) 数量
- (4) 得喪変更の年月日及び事由
- (5) その他必要な事項

- 2 公有財産管理者は、会計年度末現在の公有財産状況を収入役に報告しなければならない。

上記の通り、公有財産管理者はその管理する財産について、公有財産台帳を作成しなければならない旨の定めがある。また、会計年度末現在の公有財産状況を収入役に報告する義務がある旨も定められている。

2．監査の視点

- (1) 台帳は適切に記録・整備されているか。
- (2) 「公有財産に関する調書」(収入役への報告書)は適切に作成され、収入役へ報告されているか。
- (3) 建物は建物総合損害共済に加入しているか。

3．監査手続

- (1) 「公有財産に関する調書」と「建物台帳」とを照合し、台帳の整備状況及び調書の正確性を検証する。
- (2) 物件ごとに「建物台帳」と「建物総合損害共済委託申込承認明細書」とを照合し、建物総合損害共済への加入状況を検討する。
- (3) 「公有財産に関する調書」と「土地台帳」とを照合し、台帳の整備状況及び調書の正確性を検証する。

4. 監査の結果

上記手続の結果、下記事項について問題点があると考える。

- (1) 既に建物が当初の用途で使用されていない状況、あるいは既に建物自体が撤去されているにもかかわらず、台帳上その事実が記載されていない物件が下記のとおり見受けられた。これらは台帳上その旨を明らかにしておく必要がある。なお、下記のうち、 と については、現物は解体済みで存在しないにもかかわらず、建物総合損害共済へ加入されており、金額的には僅少だが共済基金分担金が支払われている。

名 称	所 管 室	現 況
元鷗支所	管財室	解体済み
昭和湯		解体済み
し尿車庫	環境事業室	解体済み
中央公民館	社会教育室	解体済み
三田洞教育キャンプ村	青少年教育室	解体済み
岐阜市健保会館	職員厚生室	解体済み

- (2) 台帳には記載されているにもかかわらず、公有財産に関する調書には記載されていないものは下記の通りである。これらについては現物はあるため、調書上に記載すべきものである。

名 称	所 管 室	現 況
元春近小学校	管財室	三輪書庫として使用
藍川書庫	管財室	藍川書庫として使用
林業講習施設	農林園芸振興室	使用
精神薄弱者就労促進事業休憩所	市民福祉総室	使用
自動車公害測定局	大気自然室	明德自動車排出ガス測定所として使用

．コミュニティセンター

1．施設の概要

(1) 施設の沿革

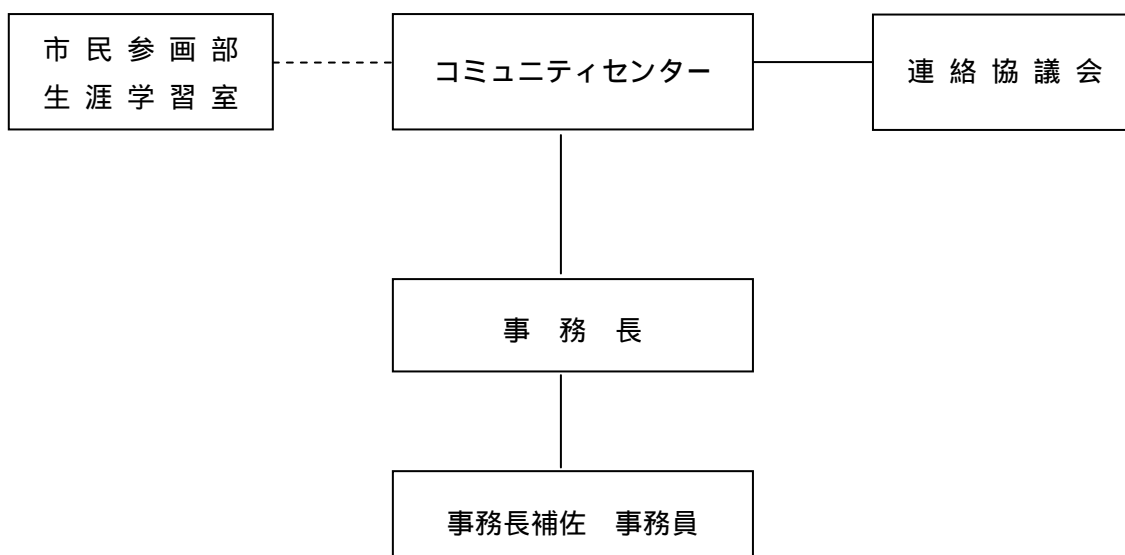
「みんなの参加と連帯でつくる市民主体都市」を築くためには、市民一人ひとりが地域に関心と愛着を持ち、ふれあいを大切にし、助け合い、進んで自治体を支える市民意識がその原動力と思われる。

そのため、昭和 55 年に全市を 5 つのコミュニティ行政区に区分し、地域住民代表の直接参加によるコミュニティセンターを整備することとした。

そして、昭和 57 年度に東部コミュニティセンター、昭和 58 年度に西部コミュニティセンター、昭和 59 年度に北部コミュニティセンター、昭和 60 年度に南部コミュニティセンター、昭和 61 年度に日光コミュニティセンターを開館した。平成元年にさらに南東部と南西部に 2 館を増設することとし、平成 3 年度には、長森コミュニティセンターを開館するとともに、東部コミュニティセンターに大集会室等を増築、平成 9 年度には市橋コミュニティセンターを開館した。

(2) コミュニティセンターの組織・機構

コミュニティセンターは、その運営を岐阜市の委託により運営委員会が行い、この運営委員会には、事務長及び事務長補佐、事務員をおくことができる。連絡協議会は、コミュニティセンターの自主運営管理に関して情報の交換を行いセンターの円滑な運営を図ることを目的とする。

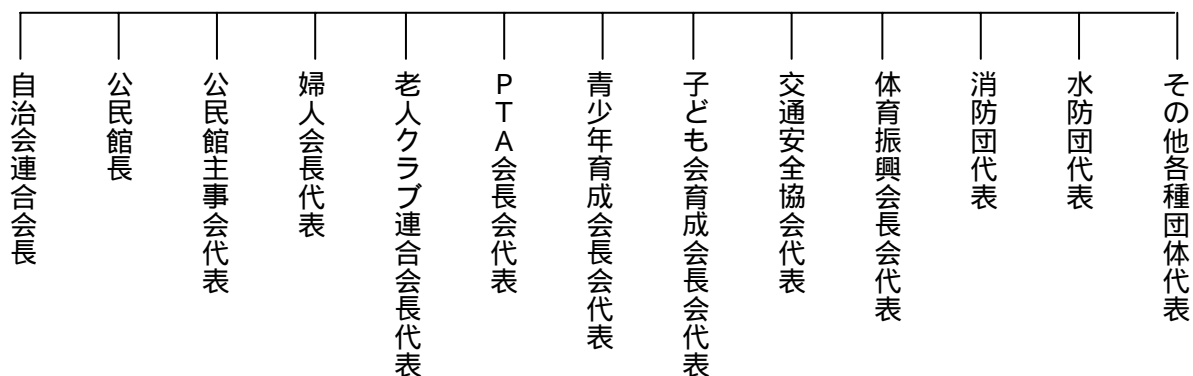


(3) 運営委員会

各コミュニティセンターには、おのこのコミュニティセンター運営委員会が存在

し、市長より地方自治法（昭和 22 年、法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づいて委託されている。

運営委員会委員の主な構成



（４）施設の規模

コミュニティセンター名	開館日	構造・規模	敷地	建物
東部コミュニティセンター	S57.4. 9	鉄筋コンクリート造 2 階建	5,093 m ²	2,804.02 m ²
西部コミュニティセンター	S58.4.16	鉄筋コンクリート造 2 階建	3,967 m ²	2,118.88 m ²
北部コミュニティセンター	S59.4.28	鉄筋コンクリート造 2 階建	4,467 m ²	2,153.78 m ²
南部コミュニティセンター	S60.4.13	鉄筋コンクリート造 2 階建	4,191 m ²	2,454.16 m ²
日光コミュニティセンター	S61.4.19	鉄筋コンクリート造 2 階建	3,798 m ²	2,016.64 m ²
長森コミュニティセンター	H 3.11.19	鉄筋コンクリート造 2 階建	4,087 m ²	2,728.74 m ²
市橋コミュニティセンター	H 9. 4. 1	鉄筋コンクリート造 2 階建	4,284 m ²	3,398.32 m ²

(5) 施設の建築金額及び再調達価額

建物の規模を金額的に対比する場合、それぞれ建設時期が異なるため、参考までに再調達価額を付した。

(単位 : 万円)

コミュニティセンター名	建 築 金 額	再 調 達 価 額
東部コミュニティセンター	56,102	68,685
西部コミュニティセンター	33,503	47,884
北部コミュニティセンター	36,157	50,132
南部コミュニティセンター	41,361	58,015
日光コミュニティセンター	32,922	43,127
長森コミュニティセンター	60,363	63,983
市橋コミュニティセンター	105,075	105,075

(6) 利用状況

下記に平成 10 年より 5 年間の利用状況を表にまとめた。

全体としては、ほぼ安定した利用状況である。

(利用人数)

(単位 : 人)

年 度 コミセン名	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
東 部	81,342	78,285	86,106	77,865	85,927
西 部	58,381	54,741	56,844	57,360	55,896
北 部	96,965	113,233	117,909	108,258	116,297
南 部	68,009	69,106	70,176	65,860	63,996
日 光	46,392	49,352	45,978	48,165	59,364
長 森	79,029	82,100	81,938	77,758	76,226
市 橋	77,375	85,542	82,726	81,224	83,207
計	507,493	532,359	541,677	516,490	540,913

(7) 収支状況

各コミュニティセンターは、主に市より収入する委託料をもとにこの範囲内で委員会の支出を行う。期末に余剰金が発生すれば決算終了後、市に戻入することとなっている。

(単位：円)

年 度 科 目	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
委 託 料 収 入	119,895,000	116,775,000	116,237,000	117,440,000	117,715,000
収入の計	119,895,000	116,775,000	116,237,000	117,440,000	117,715,000
施 設 管 理 費	51,117,120	47,337,545	49,359,017	50,273,450	49,378,218
施 設 運 営 費	63,826,032	65,332,704	63,206,792	63,043,186	64,292,016
運営委員会事業費	3,378,990	3,451,326	3,411,505	3,607,938	3,586,501
支出の計	118,322,142	116,121,575	115,977,314	116,924,574	117,256,735
差引余剰金額	1,572,858	653,425	259,686	515,426	458,265

2. 監査の視点

コミュニティセンターは「みんなの参加と連帯でつくる市民主体都市」を築くことを目的としており、市民一人ひとりが直接参加し、地域への関心を持ち、助け合い、進んで自治を支える市民意識をはぐくむことにより発展している。このことから地域住民が気軽に利用してもらえているかどうかにつき、内容を吟味した。なお、対象コミュニティセンターは北部、日光、南部、長森の4つを選択した。

3. 監査手続

- (1) 委員会の経費は、負担金、委託金、助成金、寄附金収入などから充てられているか。
- (2) 人件費は適法な手続に基づいて支出されているか。

4. 監査の結果

上記の検討を行った結果、経費、人件費の支出は適切に行われていた。

・岐阜市歴史博物館及び同分館（加藤栄三・東一記念美術館）

1. 施設の概要

（１）施設の目的

歴史博物館は、市民が郷土を愛し、郷土の歴史と文化に親しみその知識と理解を深める生涯学習の場として活用し、あわせて資料の活用を図り、豊かな市民文化の発展に寄与することを目的として昭和 60 年 11 月 1 日に開館した。又、分館は岐阜市の美術普及活動の充実、文化の振興を図るとともに、生涯学習の場として活用し、豊かで潤いのある市民生活の発展に寄与することを目的として、平成 3 年 5 月 11 日に開館した。

（２）施設の基本的性格

歴史博物館は、基本的性格として以下の ～ までの 4 つの性格を持つ。

「金華山と長良川流域文化の歴史」及び「長良川の鵜飼」を主題とし、岐阜市周辺の政治、経済、社会、文化の各分野にわたる歴史を明らかにする。

収集、保管、展示、調査研究並びに教育普及活動を多角的に展開する。

市民の郷土研究、文化活動の情報センター的な役割を果たす。

市民が親しみを持ち、同時に学校教育とも深い関係を持つ。

一方、加藤栄三・東一記念美術館も以下の 4 つの性格を持つ。

岐阜市出身の日本画家、加藤栄三・東一兄弟画伯の画業を顕彰するとともに、両画伯の作品の収集、資料の調査研究を行う。

絵画、彫刻、工芸、書など、岐阜市を中心に活躍する作家の資料を収集、調査研究をするとともに、教育普及活動を多角的に展開する。

美術活動を中心とした、市民の文化活動の情報センター的な役割を果たす。

市民が親しみを持ち、同時に学校教育とも深い関係を持つ。

（３）施設の規模

歴史博物館は、岐阜公園にあり、鉄骨鉄筋コンクリート造 3 階建て、建築面積 2,159.48 m²、延床面積 5,802.94 m²の施設規模を持つ。

この施設には、1 階に特別展示室が 2 部屋あり、中 2 階に講座室、図書室などがある。2 階には主題展示室、3 階には収蔵庫、会議室、研究室、調査室、資料室などがある。又、2 階には鵜飼展示室もある。

（４）事業内容

本館では、平成 14 年度、4 回の特別展示と 3 回の特別陳列、1 回の作品展を行っ

ている。又、講座、映画会等の普及行事にも積極的に取り組んでいる。常設展は月1回をめぐりに展示替えを行っている。展示替えは、美術品を中心に中世、美術、近世の各コーナーで行っている。主な展示会は下記のとおりである。

事業の名称	会期	観覧者数	展示件数	展示会等の区分
夢窓国師 650 年 大本山相國寺 金閣銀閣 秘	平成 14.7.20 (土) から 平成 14.8.22 (木)	14,989 人	94 件	特別展示会
沖縄展	平成 14.10.25 (金) から 平成 14.12.1 (日)	9,100 人	271 件	特別展示会
南蛮 (信長・秀吉・家康のみ た東西交流)	平成 15.3.1 (土) から 平成 15.3.30 (日)	7,155 人	145 件	特別展示会
別府細工 (美濃で生まれた 金工芸術)	平成 14.6.8 (土) から 平成 14.7.11 (木)	3,653 人	121 件	特別陳列
光と闇の幻想 (鶴飼)	平成 14.8.30 (金) から 平成 14.10.14 (月)	4,964 人	277 件	特別陳列
ちょっと昔の道具たち	平成 15.1.4 (土) から 平成 15.2.23 (日)	11,851 人	資料等 484 件	特別陳列
わたしの力作	平成 14.12.11 (水) から 平成 14.12.19 (木)	845 人	189 件	作品展
古代ペルシャ展 (シルクロ ードに栄えた王朝文化)	平成 14.4.26 (金) から 平成 14.6.2 (日)	11,180 人	258 件	特別展示会

分館では、加藤栄三・東一両画伯の画業を顕彰するための作品展示とともに、地元で活躍している画家などの作品を展示している。主な企画展は以下のとおりである。

事業名称	会期	観覧者数	展示件数	展示会等の区分
描かれた鵜飼	平成 14.4.23 (火) から 平成 14.7.19 (金)	3,665 人	23 点	企画展
ふるさと岐阜を描く	平成 14.7.20 (土) から 平成 14.9.29 (日)	3,345 人	25 点	企画展
花はな展	平成 14.10.1 (火) から 平成 15.1.13 (日)	4,272 人	34 点	企画展
名画誕生の軌跡に出会う	平成 15.1.15 (水) から 平成 15.3.30 (日)	1,584 人	50 点	企画展
水野政雄展	平成 14.4.23 (火) から 平成 14.6.16 (日)	2,781 人	70 点	企画展
“ 女人 ” 制作過程全て公開	平成 14.6.18 (火) から 平成 14.7.19 (金)	884 人	53 点	企画展
素描と写真展	平成 14.7.20 (土) から 平成 14.8.25 (日)	1,765 人	31 点	企画展
清楽社同人展	平成 14.8.27 (火) から 平成 14.9.29 (日)	1,580 人	26 点	企画展
澤口友彌 油絵展	平成 14.10.1 (火) から 平成 14.11.17 (日)	2,459 人	31 点	企画展
示現会 岐阜支部会員展	平成 14.11.19 (火) から 平成 15.1.13 (月)	1,813 人	18 点	企画展

(5) 事業費

岐阜市歴史博物館の建設費は、2,448,140 千円 (本体工事 1,730,070 千円 周辺工事費 718,070 千円) である。

(6) 利用状況

(単位 : 人)

有無の区分 / 個人一般 / 小中学生の区分			平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
有料 A	個人	一 般	37,875	57,418	48,016	52,332	26,777
		小 中	5,698	7,389	7,666	4,534	3,323
		小 計	43,573	64,807	55,682	56,866	30,100
	団体	一 般	6,604	6,026	5,222	3,690	3,204
		小 中	4,904	5,619	5,953	5,485	2,815
		小 計	11,508	11,645	11,175	9,175	6,019
	計	一 般	44,479	63,444	53,238	56,022	29,981
		小 中	10,602	13,008	13,619	10,019	6,138
		計	55,081	76,452	66,857	66,041	36,119
無 料 B		一 般	31,032	29,405	28,748	27,534	26,512
		小 中	8,725	8,069	8,766	8,310	6,555
		計	39,757	37,474	37,514	35,844	33,067
平成10年を100としたときの比率		%	100	120	110	107	73
A + B		単位 人	94,838	113,926	104,371	101,885	69,186
A ÷ (A + B)		単位 %	58.08	67.11	64.06	64.82	52.21

歴史博物館は、平成 11 年にピークをむかえ、その後少しずつ減ってはいるが、14 年度に大きく減少した。内訳をみると無料の個人、団体は微減にとどまっているが、有料の個人は著しく減少している。特別展の開催にあたっての開催時期、テーマなどについてのアンケート調査等による検討を今後とも行ってゆく必要があると思われる。

(7) 収支状況

(単位 : 円)

年 度 科 目	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
(支 出) A					
人 件 費	147,140,615	137,821,997	138,715,322	141,210,359	134,941,711
需 要 費	51,969,793	45,983,088	49,352,764	47,353,501	43,925,468
役 務 費	4,564,072	4,328,428	4,838,022	4,309,448	3,750,498
委 託 料	126,239,029	123,052,339	123,544,238	123,781,259	125,318,307
使用料及び賃借料	1,585,958	1,532,652	1,097,907	1,115,307	1,125,154
備 品 購 入 費	51,914,885	53,513,952	51,730,923	51,699,169	45,394,142
負担金、補助金及び交付金	99,000	97,000	2,258,812	100,000	91,000
公 課 費	64,200	26,400	64,200	26,400	64,200
計 A	383,577,552	366,355,856	371,602,188	369,595,443	354,610,480
(収 入) B					
使用料及び手数料	27,723,464	37,180,507	30,988,457	29,164,077	17,360,676
諸 収 入	5,430,631	5,172,822	6,158,208	5,110,049	5,152,896
計 B	33,154,095	42,353,329	37,146,665	34,274,126	22,513,572
(A) - (B)	350,423,457	324,002,527	334,455,523	335,321,317	332,096,908

平成 14 年度は入館者数が大幅に落ち込んだ。テーマは多様化に応じて開催がされているようであるが、ここにも体験学習的なものの導入がなされようとしている。これからの博物館には、やはり少しずつでも取り入れる必要があると思われる。

(8) 人員の構成

人員構成は館長 1 名、主幹 2 名、主査 2 名、副主査 2 名、主任 3 名、主事 3 名の計 13 名と、嘱託等 4 名よりなる。(平成 15 年 4 月 1 日現在)

2 . 監査の視点

歴史博物館は、文化的拠点の一環として重要な地位を占めている。研究、調査活動が行われているか、その内容が年報目録などにより報告書が作成され頒布が行われているか、映写会などで博物館資料の紹介などが行われているかについて内容を吟味し

た。

3. 監査の手続

- (1) 人件費、経費等は所定の手続のもと支出されているか。
- (2) 委託料は、契約どおりに支出されているか。
- (3) 収入は所定の手続きにより計上されているか。

4. 監査の結果

手続的には問題はないが、委託業務（施設関係分）の入札の状況は下記のとおりであり、入札制度について、形式上の合規性はみだしているが、同一業者が同一価格で数年間落札している場合が多い。このようなことは制度の本来の趣旨が十分に機能しているとはいえないのではないだろうか。

（施設関係分）

（単位：円）

委託業務		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
1	博物館本館・分館 総合管理	59,010,000	58,957,500	58,957,500	61,320,000
2	昇降機設備保守 点検	1,902,600	1,902,600	1,902,600	1,902,600
3	博物館本館・分館 空調設備保守点検	4,602,000	4,620,000	4,620,000	4,620,000
4	自家用電気工作物 保守点検管理業務	498,324	498,324	498,324	477,540
5	博物館分館警備業 務	803,880	803,880	803,880	803,880

・岐阜市科学館

1. 施設の概要

(1) 施設の目的及び沿革

科学館は、市民が科学に親しみ自然現象に好奇心を持ち、かつ、追求しようとする動機づけ施設として、昭和 63 年 11 月 3 日に開館した。

科学館の前身は、昭和 30 年に岐阜公園内に建てられた、児童科学館である。昭和 55 年 5 月 1 日、市制 90 周年と国際児童年を記念し、従来の理工系展示に自然史系展示を加えて現在の岐阜市本荘に移転新築し、少年科学センターとして生まれ変わった。さらに市制 100 周年記念事業により、プラネタリウムと宇宙気象展示室及び天文台を増築し、館名を岐阜市科学館と改称した。その後、科学館を心豊かな創造性ある市民の育成と未来を担う青少年の科学活動の場とするため、平成 8 年には 2 階建て展示室を増築し、平成 10 年 3 月には増築展示室の 2 階部分を常設展示「ギフチョウランド」としてオープンした。

(2) 施設の基本的性格

岐阜市科学館は基本的性格として以下の ～ までの 6 つの性格を持つ。

科学に関する資料及び装置を展示する。

プラネタリウムによる天体運行等の映写並びに天体観測の研究及び指導を行う。

科学に関する講習会、映画会、講演会、研究会、展覧会等の開催を行う。

科学に関する情報、資料の収集、保管を行う。

科学に関する助言及び指導並びに情報資料、設備、機器等の提供を行う。

学校、博物館その他の機関との相互協力を行う。

(3) 施設の規模

県庁の東北に位置し、敷地面積は 8,486.58 m²を有し、鉄筋コンクリート造 2 階建て、建築面積 2,389.33 m²、建築延面積 4,559.32 m²の施設規模を持つ。

部門別の面積規模は下記のとおりである。

部 門 別	面 積(m ²)	構成比
展示サービス	1,860.84	40.8
教 育 普 及	319.08	7.0
事 務 管 理	350.44	7.7
研 究	124.19	2.7
保 管	54.76	1.2
共 通	608.44	13.4
プラネタリウム	1,182.28	25.9
天 文 台	59.29	1.3
計	4,559.32	100

(4) 事業内容

展示、教室、情報のサービス、調査研究、天体観測、プラネタリウムなどの活動を行っている。展示は常設展示と特別展示があり、特別展示は有料特別展と企画展、作品展、特別イベントより構成されている。教室には科学教室、サイエンス工房、ロボカップジュニアがある。情報サービスには科学作品相談室(夏休み4回)、天文ニュース発行やリーフレットの配布などがある。調査研究は、郷土岐阜を中心とする地学、生物資料など自然科学に関する資料の収集保存などを行う。天体観測会は、夜16回、昼12回行った。プラネタリウムは一般投映、新番組を5本ほど又学習投映を休業日に行い、特別投映としてアリオンタイムを行った。特別展等の主なものは以下のとおりである。

事業の名称	入場者数	会 期	展示趣旨・目的	展示会等の区分
夏の特別展 「大アマゾン展」	41,836 人	平成 14.7.27 から 平成 14.8.25	アマゾンの自然環境とそこに息づく生き物たちの姿を通して、地球環境の大切さやすばらしさ、保護に対する意識を高めることを目的に、魚類等各ゾーンの生態を観察できるように企画したもの。	有料展示会
春の特別展 「電気の旅」	2,120 人	平成 15.3.2 から 平成 15.3.30	「電気の旅」と題して、どこで生まれ、どのように家庭へ送られてきているのかを順番にパネル等で紹介し、電気を見直す機会を持ってもらう目的で企画したもの。	企画展
岐阜市児童生徒 科学くふう展	2,373 人	平成 14.9.28・29	次代を担う児童生徒の科学する芽を育て、豊かな創造性の啓発を図るために開催する。	作品展
紙飛行機・恐竜 模型製作教室	141 人	平成 14.4.21	恐竜模型や紙飛行機の製作を通して、自分で作ることの楽しさをつくることのきっかけを目的として開催した。	特別イベント
ロボカップジュニア	62 人	第1回平成 14.10.5・6 第2回平成 14.10.12・13 競技会平成 14.10.20	ロボットの製作、プログラミングの学習と自立型ロボットの自走試験、調整を行い、最後にロボットのサッカー競技を行った。	科学講座
銀河鉄道 999 ～消えた太陽系～	11,064 人	平成 14.6.1 から 平成 14.9.1	投映回数 283 回行った。	プラネタリウム 一般投映

(5) 利用状況

(単位 : 人)

有無の区分 個人一般 / 小中学生 の区分			平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
有 料 A	個人	小 人	38,421	31,662	30,827	33,146	29,815
		大 人	40,071	32,170	28,941	30,819	32,853
		小 計	78,492	63,832	59,768	63,965	62,668
	団体	小 人	7,578	5,882	7,072	6,659	5,799
		大 人	746	512	1,099	857	721
		小 計	8,324	6,394	8,171	7,516	6,520
	計	小 人	45,999	37,544	37,899	39,805	35,614
		大 人	40,817	32,682	30,040	31,676	33,574
		計	86,816	70,226	67,939	71,481	69,188
無 料 B		大 人	12,192	14,077	13,786	16,574	18,103
		小 人	4,788	4,313	4,744	13,828	10,623
		計	16,980	18,390	18,530	30,402	28,726
平成10年を100としたときの比率		%	100	85	83	98	94
A + B		単位 人	103,796	88,616	86,469	101,883	97,914
A ÷ (A + B)		単位 %	83.64	79.25	78.57	70.16	70.66

総入館者数の推移を平成 14 年度についてみると、少し減少している。これは夏休み向けにプラネタリウムは大人向きアニメーション番組を採用したため、こどもたちにはあまり人気がなかったことがあげられる。また、市内の幼稚園、小中学校の科学館施設利用（減免申請書の提出を受ける）のバス補助を打ち切ったためと思われる。

一方、毎月第 3 日曜日「家庭の日」の小人料金を平成 12 年度より無料化し、これが「家庭の日」の入館者数を増加させた。夏の特別展の展示内容をこどもから大人まで楽しめる内容にした結果、特別展入館者数も平成 13 年度よりも増加した。

(6) 収支状況

(単位 : 円)

年 度 科 目	平成 10 年度	平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
(支 出) A					
人 件 費	95,886,882	97,306,776	94,240,707	94,475,711	95,791,194
需 要 費	30,320,339	28,163,126	27,054,582	26,707,813	33,165,092
役 務 費	1,323,279	1,050,940	1,204,444	1,437,643	1,571,198
委 託 料	47,447,476	68,024,326	43,002,826	49,747,186	77,069,526
使用料及び賃借料	6,078,669	5,873,211	5,014,480	4,809,575	3,133,781
備 品 購 入 費	3,189,984	569,814	23,959,865	19,455,534	28,551,579
負担金、補助金及び交付金	2,518,807	1,562,818	1,685,782	1,701,928	1,590,661
公 課 費	8,800	8,800	8,800	8,800	8,800
計 A	186,774,236	202,559,811	196,171,486	198,344,190	240,881,831
(収 入) B					
使用料及び手数料	28,890,031	23,341,278	22,619,415	23,788,361	24,686,350
県 支 出 金			4,900,000		10,400,000
寄 附 金					5,000,000
諸 収 入	996,124	487,319	600,080	1,100,181	2,173,586
計 B	29,886,155	23,828,597	28,119,495	24,888,542	42,259,936
(A) - (B)	156,888,081	178,731,214	168,051,991	173,455,648	198,621,895

平成 14 年度は、収入面で夏休みの特別展の入館者数が増え、総収入は増加した。
支出は委託料、備品購入費、需要費が増加した。委託料はサッカーロボット展示装置制作業務委託の増、備品購入費は常設展示用鉄道模型の購入などによる。

(7) 人員の構成

人員構成は、館長 1 名、主幹 2 名、主査 1 名、副主査 1 名、主任 2 名、主事 1 名の計 8 名と嘱託等 3 名よりなる。(平成 15 年 4 月 1 日現在)

2 . 監査の視点

岐阜市科学館は自然科学的な拠点であり、情報の発信拠点として科学に関する資料

及び装置を展示し、プラネタリウムなど天体の映写や天文台での観測又映画会、講演会の開催や、科学に関する資料の収集などが行われているか内容を吟味する。

3. 監査手続

- (1) 人件費、経費等は所定な手続に基づいて支出されているか。
- (2) 委託料は契約書どおりに支払われているか。
- (3) 収入は所定の手続きにより計上されているか。

4. 監査の結果

手続的には問題はないが、委託業務（施設関係分）の入札の状況は下記のとおりであり、歴史博物館と同様、同一業者が同一価格で数年間落札している場合が多く、本来の趣旨が十分に機能しているとはいえないのではないだろうか。

（施設関係分）

委託業務		平成 11 年度	平成 12 年度	平成 13 年度	平成 14 年度
1	科学館管理業務委託	16,800,000	11,550,000	11,550,000	14,007,000
2	科学館警備業務委託	631,260	631,260	631,260	631,260
3	科学館エレベーター 点検業務委託	567,000	567,000	567,000	567,000
4	科学館ビデオテックス 端末 保守点検業務委託	37,800	18,900	—	—
5	科学館情報提供 業務委託	392,700	196,350	—	—
6	科学館自家用電気工作 物保安管理業務委託	329,616	329,616	329,616	315,876
7	科学館空調設備保守点 検業務委託	3,202,500	3,097,500	3,097,500	3,097,500
8	科学館消防設備保守点 検業務委託	148,050	148,050	148,050	148,050
9	科学館自動ドア保守業 務委託	39,900	39,900	39,900	39,900
10	科学館ハイビジョンシステム 保守点検業務委託	5,418,000	5,418,000	5,418,000	5,418,000
11	科学館天体観測設備 保守業務委託	282,450	359,100	361,200	361,200
12	科学館プラネタリウム 保守点検業務委託	5,701,500	5,701,500	5,701,500	5,701,500
13	科学館地下灯油タンク 点検清掃業務委託	53,550	55,650	52,290	50,400

ただし、4、5 は 12 年度でサービスの提供をやめたため、支出が発生していない。
又、13 は、2 社で入れ替えることがある。

第 3 . 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第 259 条の 29 の規程により記載すべき利害関係はない。

以 上